

議案第 5 5 号

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 7 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 1 号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年あきる野市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）」を削り、同表の 2 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第 3 の 3 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１） 別表第 1 の 1 の項、別表第 2 の 1 の項（「又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）」を削る部分を除く。）及び 2 の項並びに別表第 3 の 3 の項の改正規定 公布の日

（２） 別表第 2 の 1 の項の改正規定（「又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）」を削る部分に限る。） 令和 6 年 1 0 月 1 日

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 2 の規定（児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による支給に関する部分に限る。）は、令和 6 年 1 0 月以降の月分の児童手当の支給について

適用し、同年 9 月以前の月分の児童手当及び改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付の支給については、なお従前の例による。